

## 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について、下記のとおり制定する。

平成 16 年 7 月 20 日

九州運輸局長 大庭 靖雄

## 記

## 1 通則

- (1) 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する行政処分（以下単に「行政処分」という。）の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消し処分とする。なお、これに至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
- (2) 行政処分等を行うべき違反行為は、別に定める。
- (3) 違反行為を行った事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所が廃止されたときは、当該違反行為は、当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局の管轄区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りの営業所に係るものとして取り扱うものとする。ただし、廃止営業所と同一の支局区域に営業所が所在しない場合にあつては九州運輸局（以下「本局」という。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りの営業所に係るものとして、管轄区域に営業所が所在しない場合にあつては廃止営業所に最寄りの営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- (4) 違反行為を行った事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものであるときは、当該違反行為は、事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち、所属する事業用自動車（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に係るものに限る。以下同じ。）の数が最も多い営業所に係るものとして取り扱うものとする。ただし、事務所と同一の支局区域に営業所が所在しない場合にあつては管轄区域に所在する営業所のうち所属する事業用自動車の数が最も多い営業所に係るものとして、管轄区域に営業所が所在しない場合にあつては所属する事業用自動車の数が最も多い営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- (5) 行政処分等については、必要に応じて、本局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議に付すものとする。
- (6) 行政処分等（許可の取消処分を除く。）を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、処分等の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- (7) 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第16条、法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第7項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、主たる事務所に最寄りの営業所に係るものとして取り扱うものとする。

## 2 処分日車数制度

- (1) 行政処分を行うべき違反行為については、5（7）及び5（8）のほか、別に定める基準により、日車数を決定するものとする。
- (2) 行政処分を行うべき違反行為に係る営業所には、上記(1)により違反行為ごとに決定される日車数を合計して得られる日車数（当該合計日車数が5の倍数以外となる場合にあっては、当該合計日車数の直近上位に相当する5の倍数の日車数。以下「処分日車数」という。）を付すものとする。ただし、処分日車数の算出において、次の各号ごとに日車数が最も大きい違反行為以外の違反行為に係る日車数については、2分の1を乗じた上で算入するものとする。

貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第17条第2項に係る違反行為

法第22条の2に係る違反行為

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第1項に係る違反行為

法17条第2項、法第22条の2又は安全規則第10条第1項以外の規定に係る違反行為

## 3 違反点数制度

- (1) 行政処分を行うべき違反行為に係る営業所には、2(2)による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 上記(1)により営業所に付された違反点数は、事業者ごとに、管轄区域単位で累計し、本局において管理を行うものとする。
- (3) 上記(2)による累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、次の各号に掲げる営業所に付された違反点数については、行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該営業所が行政処分を行った日から2年間ほかに違反点数を付されなかった場合（行政処分を行った日から2年間に当該営業所に係る自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第2号に規定する事故

(第一当事者となった事故に限る。)又は過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転若しくはひき逃げが発覚した場合を除く。)は、行政処分を行った日から2年を経過する日をもって消滅するものとする。

行政処分を行った日以前の2年間において違反点数を付されていない営業所

行政処分を行った日において全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されている営業所

- (4) 営業所の廃止があったときは、当該営業所に付されていた違反点数は、上記(3)により消滅すべき日までの間、管轄区域内の営業所に付されているものとして累計する。
- (5) 事業者たる法人の合併があったときは、合併後の法人は、合併前のそれぞれの法人の営業所に付されていた違反点数をすべて承継するものとする。
- (6) 事業者たる法人の分割があったときは、分割により一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を承継した法人は、承継した営業所の所在する管轄区域内の分割前の法人の営業所に付されていた違反点数をそれぞれ承継するものとする。
- (7) 上記(5)及び(6)の規定は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の譲渡し、譲受け及び相続の場合に準用する。
- (8) 上記(4)及び(6)の場合(上記(7)により準用する場合を含む。)において、廃止された営業所又は承継しなかった営業所に付されていた違反点数については、上記(3)ただし書の規定は適用しないものとする。

#### 4 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反行為に係る営業所に所属する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、事業停止処分又は許可の取消し処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。
- (2) 自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数(以下「処分車両数」という。)は、処分日車数及び当該違反行為に係る営業所に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両とした上で算入するものとする。

処分日車数	所属する事業用自動車の数				
	1両 ~10両	11両 ~30両	31両 ~60両	61両 ~100両	101両 ~
~30日車	1両	1両	1両	1両	1両
35~60日車	1両	2両	2両	3両	3両
65~100日車	1両	2両	3両	5両	5両
105~300日車	2両	3両	5両	8両	10両
305日車~	3両	3両	5両	10両	15両

(注) この表に定める処分車両数を上回る車両数を処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、下記(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、この表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。

(3) 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を上記(2)による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

(4) 自動車等の使用停止処分を行うときは、法第34条第1項の規定に基づく当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置の命令を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、総走行距離計による確認又は臨店による監視その他事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

## 5 事業停止処分

(1) 事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。ただし、許可の取消し処分を行う場合は、事業停止処分は行わないものとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
	管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が30点以下の管轄区域内の営業所について、270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反行為に係る営業所
	累積点数が31点以上の管轄区域内の営業所について、180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反行為に係る営業所
	違反点数の付与により、累積点数が51点以上となった場合	管轄区域内の全ての営業所（及び の処分対象営業所を除く。）

(注1) 及び の事業停止処分については、法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項並びに第22条第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、及び の基準を満たした場合に発動するものとする。

(注2) 管轄区域内の営業所に係る の事業停止処分の2回目以後の発動については、前回の の発動の後に付された管轄区域内の営業所の違反点数の累計が51点以上となる場合に限るものとする。

(2) 上記(1)の表 ~ の営業所の事業停止処分の期間（以下「事業停止期間」

という。)は、処分日車数に応じ、次の表のとおりとする。

	処分日車数				
	175日車 以下	180日車 ～ 265日車	270日車 ～ 355日車	360日車 ～ 495日車	500日車 以上
の営業所	-	-	3日	7日	14日
の営業所	-	3日	7日	14日	-
の営業所	3日				

- (3) 処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属するすべての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。
- (4) 事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属するすべての事業用自動車について、法第34条第1項の規定に基づく自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置の命令を併せて行うものとする。この場合においては、4(4)ただし書の規定を準用する。
- (5) 処分日車数から、事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数(4(2)なお書きを準用する。)を減じてなお余りがある場合は、4(1)ただし書の規定にかかわらず、事業停止処分と併せて、余った日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)～(4)に準じて行うものとする。
- (6) 上記(1)～(5)により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、4(1)ただし書の規定にかかわらず、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)～(4)に準じて行うものとする。
- (7) 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、事業者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知があった場合には、2の処分日車数のほか、安全規則第10条第1項に係る違反行為として、処分対象営業所に7日間の事業停止を加算するものとする。
- (8) 事業用自動車の運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)の未遵守が31件以上の場合に限る。)酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)を伴う重大事故等

を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等があった場合（乗務時間等告示の未遵守を除く。）であって、事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していない場合の処分対象営業所の事業停止期間は、2（1）の別に定める基準により3日とする。

## 6 許可の取消し処分

(1) 許可の取消し処分は、原則として、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者の営業所が、5（1）の表～のいずれかに該当することとなった場合

違反点数の付与により、累積点数が81点以上となった場合

自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項の自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

法に定める以下の命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

ア 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

イ 法第16条第3項に規定する安全管理規程変更命令

ウ 法第16条第7項に規定する安全統括管理者解任命令

エ 法第23条に規定する輸送の安全確保の命令

オ 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

カ 法第26条に規定する事業改善の命令

キ 道路運送法第84条第1項に規定する運送に関する命令

法第27条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ、又は事業の貸渡し等をし、かつ、反復、計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内にさらに当該違反をした場合

法第60条第4項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内にさらに当該違反をした場合

法第59条第1項の規定による事業の許可に付した条件（運輸開始の期限に限る。）に違反して運輸の開始を行わず処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合

所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合

法第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(2) 事業者たる法人の合併により一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を承継した法人に係る上記(1)の事業停止処分の回数については、合併前の法人が受けた事業停止処分の回数も算入するものとする。

(3) 事業者たる法人の分割により一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を承継した法人に係る上記(1)の事業停止処分の回数については、分割前の法人が受けた事業停止処分のうち、管轄区域内の営業所に係る事業停止処分の回数も算入するものとする。

(4) 上記(2)及び(3)の規定は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の譲渡し、譲受け及び相続の場合に準用する。

## 7 行政処分等の公表

この基準に基づく行政処分又は法第23条及び第26条の規定に基づく命令(以下「命令」という。)等については、行政処分又は命令を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するものとする。

## 8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

(1) 1の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。

(2) 2の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。

(3) 4(1)及び(4)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。

(4) 貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、上記(3)により処すべき処分期間が6月を超えることとなった場合又は6(1)、又はのいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る営業所に対して、6月の間行うものとする。

(5) 5(3)及び(4)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。

(6) 上記(1)～(3)及び(5)による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1(1)	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
	、事業の全部又は一部の停止処分(以下「事業停止処分」という。)及び許可の取消し処分	及び事業停止処分
1(4)	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業
1(5)	本局	運輸支局
4(1)	事業停止処分又は許可の取消し処分	事業停止処分
4(4)	法第34条第1項	法第36条第2項の規定により準用する法第34条第1項

	自動車検査証	自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては軽自動車届出済証）
	自動車登録番号標	車両番号標
5 (4)	法第34条第1項	法第36条第2項の規定により準用する法第34条第1項
	自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置	自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては軽自動車届出済証）の返納及び車両番号標の領置
	4 (4)ただし書	8 (6)により読み替えて適用する4 (4)ただし書

附 則（平成16年7月20日付け九運監指第93号、九運安環第186号）

- 1 この基準は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについても、この基準の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 この基準の施行日前に、従前の規定に基づき行われた行政処分等については、この基準の規定により行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 この基準の施行日前に、従前の規定に基づき付された違反点数については、この基準の規定により各々の行政処分に係る営業所に付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成18年1月12日付け九運監指第195号、九運安環第447号）

- 1 この基準は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについては、従前の規定によるものとする。

附 則（平成18年6月14日付け九運監指第57号、九運安環第148号）

- 1 この基準は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に確認した違反事実については、従前の規定によるものとする。

附 則（平成18年9月29日付け九運自監第78号、九運保環第137号）

- 1 この基準は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについては、従前の規定によるものとする。

附 則（平成19年5月18日付け九運自監第29号、九運保環第62号）

- 1 改正後の通達は、平成19年6月1日以降の違反行為から適用する。

2 平成19年5月31日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

附則（平成19年7月19日付け九運自監第84号、九運保環第191号）

1. この基準は、平成19年7月19日から実施するものとする。